

「指定通所介護」重要事項説明書

当事業所はご契約者に対して指定通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※ 当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

1. 事業者

法人名	社会福祉法人八千代会
法人所在地	青森県むつ市川内町獅子畑128番地4
電話番号	0175-42-3103
F A X 番号	0175-42-3107
代表者氏名	理事長 濱中 修宏
設立年月	平成元年 7 月 5 日

2. 事業所

(1) 事業所の概要

事業所名	せせらぎデイサービスセンター
事業所在地	青森県むつ市川内町獅子畑128番地4
電話番号	0175-42-3103
F A X 番号	0175-42-3107
事業所管理者	管理者 福永 育子
開設年月	平成 2 年10月15日
事業所番号	指定事業所番号 NO. 0272600370

※ 当事業所は特別養護老人ホームせせらぎ荘に併設されています。

(2) 事業所の従業者体制

当事業所では、ご契約者に対して指定通所介護サービス及び指定通所介護相当サービスを提供する従業者として、以下の職種の従業者を配置しています。

(令和 8 年 4 月 1 日現在)

職 名	常 勤	非常勤	合 計	兼務状況	業務内容
管理者	1人		1人	生活相談員	従業者の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理
生活相談員	1人		1人	管理者	通所介護計画の作成及び説明、ご契約者・家族の相談・助言
介護職員	6人		6人		ご契約者の介護、入浴介助その他各種サービスの提供
看護職員	1人	1人	2人	機能訓練指導員	ご契約者の健康チェック及び保健指導
機能訓練指導員	1人	1人	2人	看護職員	ご契約者の機能回復と減退を防止のための訓練を行う

勤務の体制	日勤:午前8時から午後5時
-------	---------------

※ 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

(3) 当事業所設備の概要

当事業所では、以下の設備をご用意しています。

<併設型>

定員	30名	機能訓練室	1室	治療器
事務室	1室	浴室	1室	大浴場
食堂	1室	休養室	1室	

事務室・相談室	1室		浴室	1室	小浴場
休養室	1室		静養室	1室	
食堂兼機能訓練室	1室	リハビリ器			

※ 上記は、厚生労働省が定める基準により、指定通所介護事業所に必置が義務づけられている設備です。この設備の利用にあたって、ご契約者に特別にご負担いただく費用はありません。また、機械浴は併設の施設を利用できます。

(4) 事業実施地域及び営業時間

当事業所では、以下のとおり営業しています。

事業実施地域	むつ市全域の地域
営業日	日曜日を休業日とし、日曜日以外の日を営業日とする。
営業時間	午前8時から午後5時まで
サービス提供時間	午前9時30分から午後3時45分まで

3. 事業所の特徴等

(1) 事業所の目的

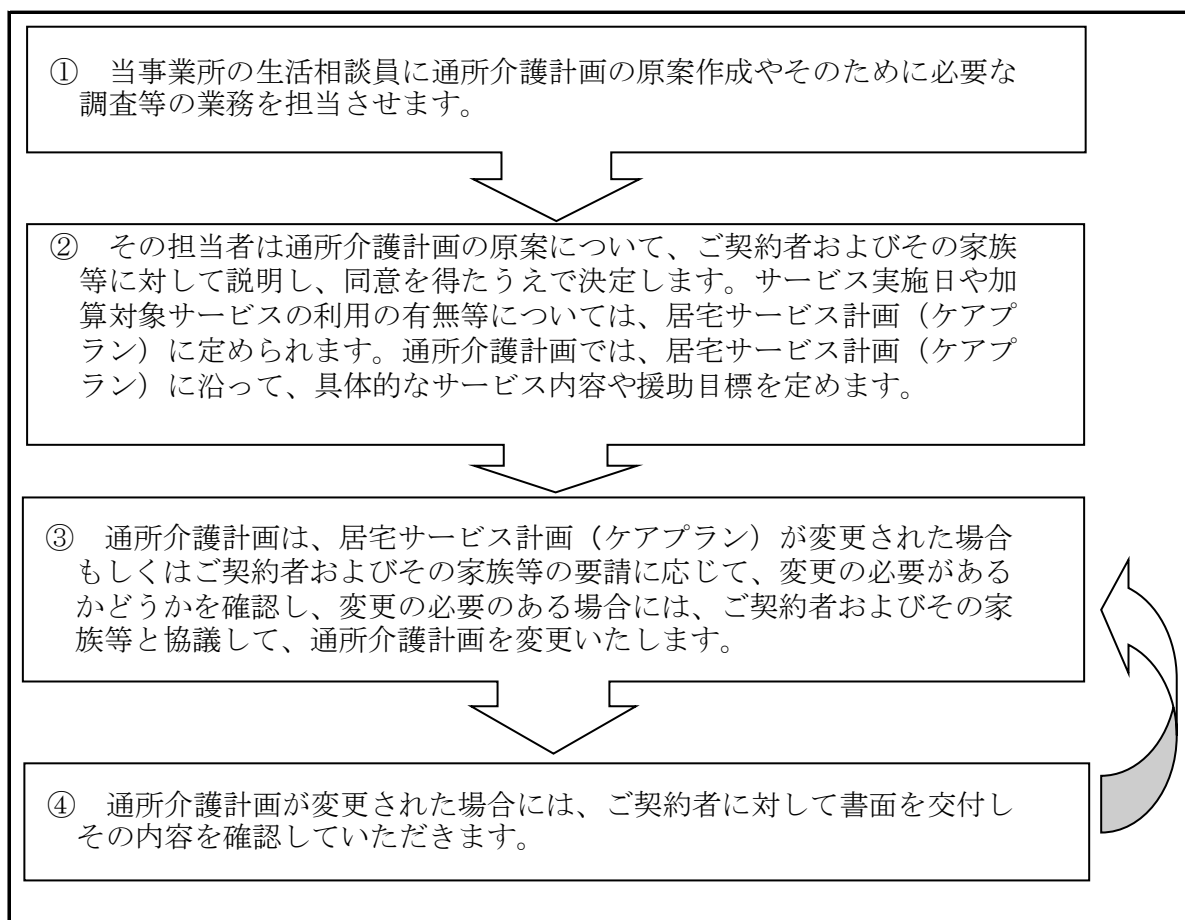
適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者及び従事者が、要介護状態にある高齢者に対し、適正なサービスを提供することを目的とします。

(2) 事業所の運営方針

要介護状態になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。

4. 契約締結からサービス提供までの流れ

(1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画(ケアプラン)」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「通所介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。



(2) ご契約者に係る「居宅サービス計画(ケアプラン)」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

① 要介護認定を受けている場合

- 居宅介護支援事業者の紹介等必要な支援を行います。
- 通所介護計画を作成し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、利用料金をいったん全額お支払いいただきます。(償還払い)

居宅サービス計画(ケアプラン)の作成

- 作成された居宅サービス計画に沿って、通所介護計画を変更し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付費額を除いた料金(自己負担額)をお支払いいただきます。

②要介護認定を受けていない場合

- 要介護認定の申請に必要な支援を行います。
- 通所介護計画を作成し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、利用料金をいったん全額お支払いいただきます。(償還払い)

要介護と認定された場合

- 居宅サービス計画(ケアプラン)を作成させていただきます。必要に応じて、居宅介護支援事業者の紹介等必要な支援を行います。

居宅サービス計画(ケアプラン)の作成

- 作成された居宅サービス計画に沿って、通所介護計画を変更し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付費額を除いた料金(自己負担額)をお支払いいただきます。

自立または要支援と認定された場合

- 契約は終了します。
- 既に実施されたサービスの利用料金は全額自己負担となります。
- 地域包括支援センターへの紹介を行います。

5. サービスの内容

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

サ ー ビ ス	内 容
食事	昼食：午後12時 管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。 ご契約者の自立支援のため、離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。 お弁当をご持参いただくことも可能です。その場合にはあらかじめ事業所に申し出て下さい。
入浴	見守りや直接介助により、入浴を提供します。 状態により、機械浴を使用することができます。
排泄	随時、排泄の介助をいたします。

生活相談	事業所の職員はもとより、関係機関等との連絡調整し生活の向上を目指します。
機能訓練	機能訓練指導員、看護、介護職員、生活相談員が共同して個別機能訓練計画書を作成し、計画的に機能訓練を行い、日常生活動作の維持及び低下の防止に努めます。
レクリエーション	実施される行事等に参加することができます。
送迎	心身の状況、環境に応じて大型バス・普通リフト付きワゴン車等が居宅に迎えに行きます。交通、道路事情により普通車を使用することがあります。

6. 利用料金

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割又は、2割、3割の額です。

①通所介護利用料（所要時間6時間以上7時間未満）

	1日当たりの利用額 A	介護保険からの給付額 B	1日当たりの自己負担額 A-B（1割）
要介護度1	5,840円	5,256円	584円
要介護度2	6,890円	6,201円	689円
要介護度3	7,960円	7,164円	796円
要介護度4	9,010円	8,109円	901円
要介護度5	10,080円	9,072円	1,008円

※ 事業実施地域以外の中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算は、1日につき所定単位数の5%加算。

②追加サービスの利用料

	1日当たりの利用額 A	介護保険からの給付額 B	1日当たりの自己負担額 A-B（1割）
入浴介助加算（I）	400円	360円	40円
個別機能訓練加算（I）イ	560円	504円	56円
送迎を行わない場合（片道）	-470円	-423円	-47円
サービス提供体制強化加算（I）	220円	198円	22円
高齢者虐待防止措置未実施の場合	基本報酬の1%を減算		
業務継続計画未策定の場合	基本報酬の1%を減算		
介護職員等処遇改善加算（Iイ）	介護保険の給付の対象となるサービスに11.1%を乗じた額		

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

複写物の交付	1枚につき 20円 ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。
食費	1日につき 700円 ご契約者に提供する食事の材料費や調理等に係る費用です。

(3) 利用料金のお支払方法

前記（1）・（2）の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、当月分の合計金額を翌月末日までにお支払いください。お支払いいただきますと、領収書を発行いたします。

お支払い方法は、原則、口座振替とします。

※ ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額

をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。

また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

（４）利用料金の変更

- ① 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。
- ② 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う２ヶ月前までにご説明します。

（５）利用の中止、変更、追加

- ① 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、通所介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出て下さい。
- ② サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。
- ③ ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

７．サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の２日前までにご契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了させていただきますこととなります。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">① ご契約者が死亡した場合② 要介護認定または要支援認定によりご契約者の心身の状況が自立または要支援と判定された場合③ ご契約者が介護保険施設に入所した場合④ 事業者が解散した場合、破産した場合またはやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合⑤ 事業所の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合⑥ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合⑦ ご契約者から解約または契約解除の申し出があった場合⑧ 事業者から契約解除を申し出た場合 |
|---|

（１）ご契約者からの解約・契約解除の申し出（中途解約・契約解除）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の７日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合② ご契約者が入院された場合③ ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合④ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合⑤ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合⑥ 事業者もしくはサービス従事者が故意または過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合⑦ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合 |
|---|

（２）事業者からの契約解除の申し出（契約解除）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただきますことがあります。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">① ご契約者による、サービス利用料金の支払いが３ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合② ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意に |
|--|

これを告げず、または不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

- ③ ご契約者が、故意または重大な過失により事業者またはサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の終了に伴う援助

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

8. サービス提供における事業者の義務

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師または看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、その完結の日から2年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧、複写物を交付します。
- ④ ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、すみやかに主治医への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑤ 事業者及びサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者またはご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。
(守秘義務)
- ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
- また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。
- ⑥ サービス担当者会議など、契約者に係る他の介護予防サービス事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者またはその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

9. サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、下記の事項をお守り下さい。

- ① 施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- ② 故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、または相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ③ 当事業所の従業員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。
- ④ 事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。
- ⑤ 機能訓練室における機能訓練設備の利用する場合は、必ず機能訓練指導員の指導の下に行われるものとし、利用者が単独で機能訓練を行う場合にあっては、事前に機能訓練指導員の許可を得ます。
- ⑥ 前項に掲げるもののほか、当該事業所の利用にあたっては、事業所の従業員の指示に従います。

10. 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、ご契約者に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、すみやかにご契約者がお住いの市町村、ご家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行います。また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

11. 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者はすみやかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

なお、当事業所は「株式会社福祉保険サービス」と損害賠償保険契約を結んでおります。

12. 緊急時の対応方法

サービス提供中に、ご契約者の病状急変その他緊急事態が生じたときは、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、ご家族、介護支援専門員等へ連絡します。

主 治 医		-	-
緊急連絡先		-	-

13. 非常災害対策

- ① 当事業所では、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に事業所の従業者に周知します。
- ② 非常災害に備えて、少なくとも1年に2回避難・救出その他訓練を実施しています。
- ③ 災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、計画策定、関係機関との連携の確保、避難等訓練の実施等の非常災害対策が求められる。また、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

14. サービス利用のために

当事業所では、ご契約者に対して適切なサービスの提供。また、従業者の資質向上を図るため、研修の機会を設けております。

採用時研修	採用後2ヶ月以内
施設による従業者研修会、従業者会議	毎月1回
外部研修	随時

介護に関する全ての者の認知症対応を向上させていくため、無資格者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させます。

15. 秘密の保持について

- ① 当該事業所の従業者は、正当な理由がなくその業務上知り得たご契約者及びご家族の秘密を漏らしません。
- ② 当該事業所の従業者であった者は、正当な理由がなくその業務上知り得たご契約者及びご家族の秘密を漏らしません。
- ③ 事業所では、ご契約者の医療上緊急の必要がある場合またはサービス担当者会議等で必要がある場合に限り、あらかじめ文書による同意を得た上で、必要な範囲内でご契約者またはご家族の個人情報を用います。
- ④ 事業所では、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合はご契約者及びご家族の個人情報の利用目的を公表します。
- ⑤ 事業所では、個人情報の保護に係る規程を公表します。

16. 地域との連携

- ① 当事業所では、その事業の運営に当たっては、地域住民またはその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図ります。
- ② 当事業所では、その事業の運営に当たっては、提供したサービスに関するご契約者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めます。

17. 感染症等対策について

- ① 感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練の実施をします。
- ② 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築します。

18. 高齢者虐待防止について

利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めます。

19. 身体拘束廃止の取組

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。
身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

20. 業務継続に向けた取り組み

感染症や自然災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して通所介護の提供を受

けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該計画に沿った研修及び訓練を実施します。

21. ハラスメント対策について

適切なハラスメント対策を強化する観点から、男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策を求めます。

22. 社会福祉法人による利用者負担軽減制度事業について

むつ市の「社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱」の定めるところによります。

23. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。また、苦情受付ボックスを設置しています。

苦情解決責任者	福永 育子（管理者）
苦情受付担当者	生活相談員
電話番号	0175-42-3103
FAX番号	0175-42-3107
受付日	365日
受付時間	午前8時～午後5時（他の時間においても受付可能です）

(2) 第三者委員

第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。

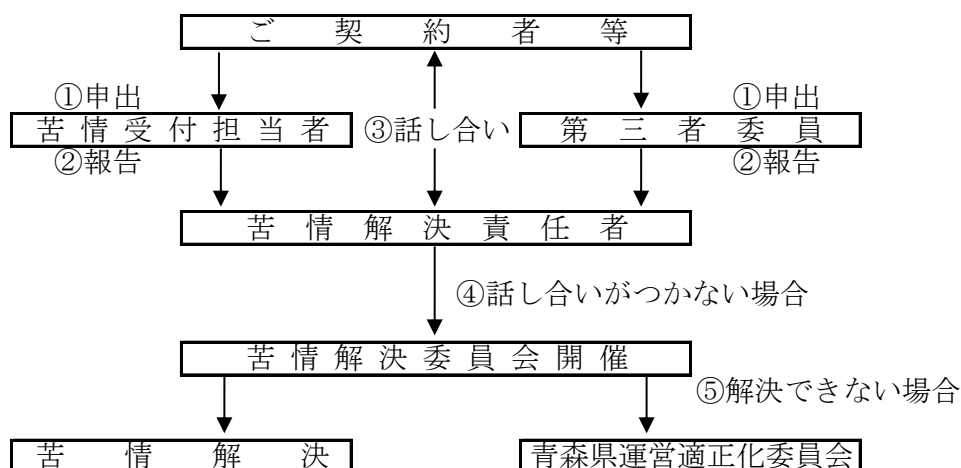
第三者委員	滝 沢 はつ子	濱 中 久 子	久保田 邦 男
-------	---------	---------	---------

(3) 行政機関その他苦情受付時間

当事業所以外に、お住まいの市町村または青森県国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

むつ市役所川内庁舎総合課	所在地	青森県むつ市川内町川内477番地
	電話番号	0175-42-2111
青森県国民健康保険団体連合会	所在地	青森県青森市新町2丁目4番1号 青森県共同ビル3階
	電話番号	017-723-1301
青森県運営適正化委員会	所在地	青森県青森市中央3丁目20番30号 県民福祉プラザ2階
	電話番号	017-731-3039

(4) 苦情処理体制



令和 年 月 日

指定通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定通所介護事業所 せせらぎデイサービスセンター

説 明 者 職 名 生活相談員

氏 名

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護サービスの提供開始に同意しました。

利 用 者 住 所

氏 名

署名代行者 住 所

氏 名

本人との関係

署名代行理由